

検体検査料等の改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の厚生労働省告示にて既にご存知の通り、平成16年4月1日より診療報酬点数が大幅に改正されることになりました。

つきましては、ここに「改正診療報酬点数表」より検体検査に係る部分を抜粋し、ご案内致しますので、宜しくご総覧方々ご活用賜れば幸甚に存じます。

敬具

検体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

尿・糞便等検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査				
	尿中一般物質定性半定量検査	(28)		*1・2
	(注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			*3

D001 尿中特殊物質定性定量検査				
1	蛋白定量	7	8	
2	VMA定性	10	11	
3	B-J蛋白定性	11	12	
	糖定量	11	12	
4	ポルフィリン定性	12	14	
	アミラーゼ定性半定量	12	14	
	メラニン定性		12	
5	胃酸度測定	15	17	
6	ビリルビン定量		16	
	ウロビリニン定量		16	
	ウロビリノーゲン定量		16	
	先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト		16	*4
7	ポルフィリン症スクリーニングテスト		17	*5
8	浸透圧測定	18	21	
9	細菌尿検査(TTC還元能)	20	23	*6
10	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)	44	50	
11	アルブミン定性		60	
12	パラニトロフェノール		70	
	カタラーゼ反応		70	
13	黄体形成ホルモン(LH)定性		75	
14	線維素分解産物(FDP)測定	85	95	
15	マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)	130	150	*7
16	ウロポルフィリン定量	140	160	
	アルブミン定量精密測定	140	160	*7
	デルタアミノレブリン酸定量	140	160	
	ポリアミン	140	160	
17	コプロポルフィリン定量	170	190	
18	型コラーゲン定量精密測定		190	*7
19	ポルフォビリノーゲン定量	200	230	
20	成長ホルモン(GH)定量精密測定	230	270	*8
21	尿蛋白免疫電気泳動	250	290	
20	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
21	その他 検査の種類別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数 (注) 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			

D002 尿沈渣顕微鏡検査				
	尿沈渣顕微鏡検査	(23)	(27)	*9・10
	(注1) 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
	(注2) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			*11
	(注3) 染色標本による検査を行った場合は、9点(10点)を加算する。			

D003 糞便検査				
1	潜血反応検査	9	10	*12
2	ビリルビン定量	14	16	
	AMS	14	16	

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

3	ウロビリニン定量		16	
	ウロビリノーゲン定量		16	
	虫卵検査(集卵法)		16	
4	塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況観察を含む。)	23	26	
5	虫体検出	26	30	
6	脂質定量	28	32	
7	ヘモグロビン	44	50	*12
8	虫卵培養検査	48	55	
9	ヘモグロビン精密測定	55	60	*12
10	ヘモグロビン及びトランスフェリン	60	65	
11	アデノウイルス抗原	65	70	*13
12	ロタウイルス抗原	75	85	
13	クロストリジウム・ディフィシル抗原	80	90	
14	ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定	85	95	
15	キモトリプシ	130	150	

D004 穿刺液・採取液検査				
1	Hühner検査		26	
2	胃液又は十二指腸液一般検査	65	75	*14
3	髄液一般検査		70	*15
4	頸管粘液検査		75	*16
5	精液一般検査	80	90	*17
6	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ		90	*18
7	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定	160	180	*19
8	膺分泌液中乳酸脱水素酵素(LDH)半定量		170	*20
9	関節液中コンドロカリン		340	*21
10	羊水中肺サーファクタントA蛋白(SP-A)		380	*22
11	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
12	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数			
13	その他 検査の種類別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数 (注) 区分番号D007に掲げる血液化学検査又はD008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			

血液学的検査

D005 血液形態・機能検査				
1	赤血球沈降速度測定	(10)	(11)	
	(注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			*23
2	網赤血球数	15	17	
3	血液浸透圧測定	18	21	
	鼻汁中好酸球数検査	18	21	
4	好酸球数	20	23	*24
5	末梢血液像	22	25	*24・25
	(注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ32点(35点)を加算する。			*26
6	末梢血液一般検査		27	*27
7	血中微生物検査		42	
8	赤血球抵抗試験	44	50	*28
9	自己溶血試験		50	
10	血液粘稠度測定	55	60	
	ヘモグロビンA ₁ (HbA ₁)	55	60	*29
11	Donath-Landsteiner試験(寒冷溶血反応)	60	65	
	ヘモグロビンA _{1c} (HbA _{1c})	60	65	*29
12	ヘモグロビンF(HbF)	65	75	

区分	検査項目名	新	旧	注
13	LE現象検査		70	
14	動的赤血球膜物性検査		130	
15	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定	270	310	* 30
16	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定	290	340	* 31
17	骨髄像	500	580	* 25
	(注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ50点(60点)を加算する。			* 26

D006 出血・凝固検査				
1	出血時間測定	16	18	* 32
2	プロトロンビン時間測定	17	19	
3	凝固時間測定	19	22	
4	血餅収縮能	22		
	毛細血管抵抗試験	22		
5	トロンビン時間測定	26	30	
	フィブリノーゲン定量	26	30	
6	部分トロンボプラスチン時間測定	28	32	
	クリオフィブリノーゲン検査	28	32	
7	トロンボエラストグラフ	30		
8	ヘパリン抵抗試験	34	38	
	活性化部分トロンボプラスチン時間測定	34	38	
	複合凝固因子検査	34	38	* 33
9	蛇毒試験	36	42	
10	血小板粘着能	75	85	
11	血小板凝集能	85	95	* 34
	フィブリンモノマー複合体検出	85	95	
	線維素分解産物(FDP)測定	85	95	
	プラスミン	85	100	
	アンチトロンビン	85	100	
	全血凝固溶解時間測定(Ratnoff法等)	85	100	
	血清全プラスミン測定法(血清SK活性化プラスミン値)	85	100	
	ユーグロブリン溶解時間測定	85	100	
	ユーグロブリン分属プラスミン値測定(Lewis法)	85	100	
	プラスミン活性値検査の簡易法(福武法、畔柳法)	85	100	
12	プラスミン活性値測定検査	95	100	
	α ₂ -アンチトリプシン	95	100	
13	α ₂ -マクログロブリン	130		
	D-Dダイマー	130		
14	プラスミノーゲン	140	160	
15	アンチプラスミン	160	180	
16	フォン・ウィルブランド因子	170	190	
	PIVKA	170	200	
	フィブリノーゲン分解産物精密測定	170	200	* 35
	D-Dダイマー精密測定	170	200	
17	PIVKA 精密測定(出血・凝固)	180	210	* 36
18	プロテインS精密測定	190	220	
	α ₂ -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体(PIC)	190	220	
19	凝固因子インヒビター	200	210	* 37
20	血小板第4因子(PF ₄)精密測定	210	240	
	α ₂ -トロンボグロブリン精密測定	210	240	
21	トロンビン・アンチトロンビン 複合体(TAT)精密測定	230	260	
22	プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定	240	280	* 38
23	フィブリンモノマー複合体定量精密測定	280		* 39
	凝固因子(、 、 、 、 、 、)	280	320	
24	プロテインC	300		
25	tPA・PAI-1複合体	310		
26	フィブリノペプチド精密測定	340		
注	血液凝固包括(部分)			
	イ 3項目又は4項目	640	750	
	ロ 5項目以上	770	900	

区分	検査項目名	新	旧	注
D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査				
	血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	2,000		
	(注) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。			* 40

生化学的検査()

D007 血液化学検査				
1	総ビリルビン	12	13	
	直接ビリルビン	12	13	
	総蛋白	12	13	
	アルブミン	12	13	
	尿素窒素(BUN)	12	13	
	クレアチニン	12	13	
	尿酸	12	13	
	アルカリフォスファターゼ	12	13	
	コリンエステラーゼ(ChE)	12	13	
	-グルタミールトランスペプチダーゼ(-GTP)	12	13	
	中性脂肪	12	13	
	Na及びCl	12	13	* 41
	K	12	13	
	Ca	12	13	* 42
	Mg	12	13	
	膠質反応	12	14	* 43
	クレアチン	12	14	
	グルコース	12	14	
	乳酸脱水素酵素(LDH)	12	14	
	酸性フォスファターゼ	12	14	
	エステル型コレステロール	12	14	
	アミラーゼ	12	14	
	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	12	14	
	クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)	12	14	
	アルドラーゼ	12	14	
	遊離コレステロール	12	14	
	鉄	12	14	* 47
	アルブミン・グロブリン比測定	12	14	* 44
	試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査	12	14	
2	リン脂質	17	19	
	-リポ蛋白	17	19	
3	総脂質	18	21	
	遊離脂肪酸	18	21	
4	HDL-コレステロール	19	22	* 45
	前立腺酸性フォスファターゼ	19	22	
	P及びHPO ₄	19	22	* 46
	総コレステロール	19	22	* 45
	グルタミク・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)	19	22	
	グルタミク・ビルビク・トランスアミナーゼ(GPT)	19	22	
5	LDL-コレステロール	20	22	* 45
	総鉄結合能(TIBC)	20	23	* 47
	不飽和鉄結合能(UIBC)	20	23	
6	過酸化脂質	22	25	
	蛋白分画測定	22	25	
7	イオン化カルシウム	24	28	* 42
8	モノアミンオキシダーゼ(MAO)	26	30	
9	シアル酸	28	32	* 48
10	Cu	29	34	
	リパーゼ	29	34	
	フルクトサミン	29	34	* 29
11	赤血球コプロポルフィリン定性	30		
	G-6-Pase	30		

区分	検査項目名	新	旧	注
12	G-6-PDH定性	34		
	赤血球プロトポルフィリン定性	34		
	マンガン	34	40	
13	ムコ蛋白	36	40	
14	ケトン体	40	46	*50
	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	40	46	
15	リボプロテイン	44	50	
	グアナーゼ(GU)	44	50	
16	重炭酸塩	50		*51
17	有機モノカルボン酸定量	55	60	*52
	胆汁酸	55	60	*54
	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム	55	60	
	アミラーゼ・アイソザイム	55	60	
	-GTP・アイソザイム	55	60	
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム	55	60	
18	カタラーゼ	60		
	アンモニア	60	65	
	リボ蛋白分画	60	65	
	GOT・アイソザイム	60	70	
	CPK・アイソザイム	60	70	
19	グリコアルブミン	65	75	*29・53
20	尿中硫酸抱合型胆汁酸	70		*54
21	ケトン体分画	75	85	*50
	コレステロール分画	75	85	
22	フェリチン	80		
23	G-6-PDH定量	85		
	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	85	95	
	リボ蛋白分画精密測定	85	100	
24	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)	95	110	*29
	不飽和鉄結合能(UIBC)精密測定	95	110	*48
25	心筋トロポニンT定性	110	120	*55
	グリココール酸	110	120	
	総鉄結合能(TIBC)精密測定	110	120	*48
	セルロプラスミン	110	120	
	CPK・アイソザイム精密測定	110	120	*56
26	サーファクタントプロテインA(SP-A)	120		*57
	シスチンアミノペプチダーゼ(CAP)	120		
	心筋トロポニンT精密測定	120		*58
	心筋トロポニンI精密測定	120		
	ヘパリン	120	130	*59
	膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)	120	130	*60
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型	120	140	*61
27	シアル化糖鎖抗原KL-6	130		*57
	ガラクトース	130		
	フェリチン精密測定	130	150	
28	サーファクタントプロテインD(SP-D)	140		*57
29	血液ガス分析	(150)	(170)	*51・62
	(注)血液ガス分析は、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。			*63
	アルコール	150	170	
	AI	150	170	
30	リボ蛋白(a)精密測定	160	180	*64
31	アルブミン非結合型ビリルビン	170		*65
	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定	170		*66
	Zn	170	190	
	ビリルビン酸キナーゼ(PK)	170	190	
	ミオグロビン	170	200	
	ミオグロビン精密測定	170	200	*67
	-マイクログロブリン	170	200	
-マイクログロブリン精密測定	170	200		
	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)	170	200	*67

区分	検査項目名	新	旧	注
31	P- P精密測定	170	200	*68
32	型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定	180	190	*69-70
	型コラーゲン精密測定	180	210	*68
33	オステオカルシン精密測定	190		*69-71
	尿中デオキシピリジノリン精密測定	190		*69-70
	骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定	190	200	*66
	アンジオテンシン 転換酵素(ACE)	190	220	
	型コラーゲン・7S精密測定	190	220	*68
	クロスラプス精密測定	190	220	*72
34	アセトアミノフェン精密測定	200	230	*73
	膵分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)	200	230	*74
	ビタミンB ₁₂ 定量精密測定	200	230	
35	赤血球コプロポルフィリン定量	210		
	葉酸精密測定	210	240	
36	トリプシン	230		*60
	ヒアルロン酸	230	260	*75
	心室筋ミオシン軽鎖 精密測定	230	260	*76
	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)精密測定	230	270	*77
	トリプシン精密測定	230	270	*60
	ビタミンB ₁₂ 定量	230	270	
	レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロール	230	270	*78
	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)精密測定	230	270	*77
	CKアイソフォーム	240		*79
37	プロリルヒドロキシラーゼ(PH)精密測定	240		*68
	頸管膵分泌液中癌胎児性フィブロネクチン	240	270	*74-80
	頸管膵分泌液中癌胎児性フィブロネクチン精密測定	240	280	*81
38	膵ホスホリパーゼA ₂ (膵PLA ₂)精密測定	250	290	
39	膵分泌液中 -フェトプロテイン	260		*82
	リボ蛋白リパーゼ精密測定	260	270	*83
	トロノボモジュリン精密測定	260	300	*84
40	肝細胞増殖因子(HGF)	270	310	*85
41	ビタミンB ₁₂ 定量	280	300	
	ビタミンB ₁₂ 定量精密測定	280	320	
42	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定	290	330	*86
43	赤血球プロトポルフィリン定量	320		
	エンドトキシン定量検査	320	370	
44	ビタミンB ₁₂ 定量精密測定	330	380	
45	ビタミンC定量精密測定	340	400	
46	1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)	420		*87
47	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定	430		*88
	生化学包括(部分)			
	イ 5項目以上7項目以下	120	130	
	ロ 8項目又は9項目	130	150	
	ハ 10項目以上	140	165	
	(注)入院中の患者について算定した場合は初回に限り20点を加算する。			

生化学的検査()

D008 内分泌学的検査				
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	60	70	*89
2	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)分画定性	70		*89-90
	11-ヒドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	70	80	
	11-ヒドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)精密測定	70	80	
3	17-ヒドロキシコルチコステロイド(17-OHCS)	75	80	
	17-ヒドロキシコルチコステロイド(17-OHCS)精密測定	75	85	
4	ホモバニール酸(HVA)精密測定	85	100	
	17-ケトステロイド(17-KS)精密測定	85	100	

区分	検査項目名	新	旧	注
5	T ₃ 摂取率(T ₃ -uptake)精密測定	95	110	*91
6	5-ハイドロキシインドール酢酸(5-HIAA)精密測定	100		
7	バニールマンデル酸(VMA)精密測定	110		
8	プロラクチン(PRL)精密測定	120	140	
	プロラクチン(PRL)	120	140	
9	トリヨードサイロニン(T ₃)精密測定	130	150	*91
	甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定	130	150	
	サイロキシン(T ₄)精密測定	130	150	*91
	レニン活性精密測定	130	150	*92
	ガストリン精密測定	130	150	
	レニン定量精密測定	130	150	*92
10	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定	140	145	*93
	インスリン(IRI)精密測定	140	160	
11	成長ホルモン(GH)精密測定	150	170	*8
	黄体形成ホルモン(LH)精密測定	150	170	
	卵巣刺激ホルモン(FSH)精密測定	150	170	
	C-ペプチド(CPR)精密測定	150	170	*94
	黄体形成ホルモン(LH)	150	170	
12	サイロキシン結合能(TBC)精密測定	170	190	
	セクレチン精密測定	170	190	
	遊離サイロキシン(FT ₄)精密測定	170	190	*91
	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定	170	190	*95
	遊離トリヨードサイロニン(FT ₃)精密測定	170	190	*91
	コルチゾール精密測定	170	190	
	アルドステロン精密測定	170	190	
	サイロキシン結合蛋白(TBG)精密測定	170	190	*91
	テストステロン精密測定	170	200	
	サイログロブリン精密測定	170	200	
	ヒト胎盤性ラクトゲン(HPL)精密測定	170	200	
	ヒト胎盤性ラクトゲン(HPL)	170	200	
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定	170	200	*90-96
13	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)分画精密測定	180	210	*90
	グルカゴン精密測定	180	210	
	カルシトニン精密測定	180	210	
14	プロジェステロン精密測定	190	220	
15	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	200	210	
	17-ケトジェニックスステロイド(17-KGS)精密測定	200	230	
	遊離テストステロン精密測定	200	230	
16	エストロジェン	210	240	*97
	サイクリックAMP(C-AMP)精密測定	210	240	
	エストリオール(E ₂)精密測定	210	240	*97
17	17-ケトジェニックスステロイド分画(17-KGS分画)精密測定	220	250	
	エストロジェン精密測定	220	250	*97
18	カテコールアミン精密測定	230	260	
	副甲状腺ホルモン(PTH)精密測定	230	260	
	エストラジオール(E ₃)精密測定	230	260	*97
	カテコールアミン分画精密測定	230	260	
	DHEA-S精密測定	230	260	
	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)精密測定	230	270	
19	プレグナンジオール	260		
	17-ケトステロイド分画(17-KS分画)精密測定	260	300	
	プレグナンジオール精密測定	260	300	
	プレグナントリオール精密測定	260	300	
	エリスロポエチン精密測定	260	300	*98
20	17 -ヒドロキシプロジェステロン精密測定	270	310	*99
21	ノルメタネフリン精密測定	280	320	*100
22	メタネフリン精密測定	290	330	
	ソマトメジンC精密測定	290	330	*101
	ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定	290	330	

区分	検査項目名	新	旧	注
22	メタネフリン分画精密測定	290	340	*100
	アルギニンバソプレッシン精密測定	290	340	
23	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)精密測定	330		*101
注	内分泌包括(部分)			
	イ 3項目以上5項目以下	460	540	
	ロ 6項目又は7項目	740	860	
	ハ 8項目以上	900	1,050	

D009 腫瘍マーカー				
1	-フェトプロテイン(AFP)	40	46	
2	免疫抑制酸性蛋白(IAP)	60	70	
3	尿中BTA	70	75	*102
4	癌胎児性抗原(CEA)精密測定	130	150	
	-フェトプロテイン(AFP)精密測定	130	150	*103
	組織ポリペプチド抗原(TPA)精密測定	130	150	
5	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)精密測定	140	160	
6	DUPAN-2精密測定	150	170	
	NCC-ST-439精密測定	150	170	
	CA15-3精密測定	150	170	
7	エラスターゼ1精密測定	160	180	
	前立腺酸性フォスファターゼ精密測定	160	180	
	PSA精密測定	160	180	*104
8	塩基性フェトプロテイン(BFP)精密測定	170	190	
	CA19-9精密測定	170	190	
	CA72-4精密測定	170	200	
	CA-50精密測定	170	200	
	SPan-1抗原精密測定	170	200	
	シアリルTn抗原精密測定	170	200	
	尿中NMP22精密測定	170	200	*105
	神経特異エノラーゼ(NSE)精密測定	170	200	
	PIVKA 精密測定	170	200	*103
9	SP1精密測定	180	210	
	シアリルLe ^x (SLX)抗原精密測定	180	210	
	CA125精密測定	180	210	*106
10	尿中遊離型フェコース	190		
	シアリルLe ^x (CSLEX)抗原精密測定	190		*107
	フリーPSA/トータルPSA比精密測定	190		*108
11	BCA225精密測定	200	230	
12	CA602精密測定	210	240	*106
	CA130精密測定	210	240	
	サイトケラチン19フラグメント精密測定	210	240	*109
	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定	210	240	*110
13	AFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L ₃ %)	220	250	*111
	CA54/61精密測定	220	250	
	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)精密測定	220	250	*112
14	腫瘍胎児性抗原(POA)精密測定	230		
	-セミノプロテイン精密測定	230	270	
15	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン 分画コア定量(HCG コア定量)精密測定	240		*113
16	乳頭分泌液中CEA精密測定	310		*114
	乳頭分泌液中HER2タンパク測定	310		*115
	血清中HER2タンパク測定	310		*116
注1	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。			
注2	腫瘍マーカー包括(部分)			
	2項目以上	75	85	
注3	腫瘍マーカー包括(部分)			
	イ 2項目	270	310	
	ロ 3項目	340	390	
	ハ 4項目以上	460	540	

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

D010 特殊分析				
1	尿中糖分析	48	55	
2	結石分析	140	160	
3	チロシン	210		*117
4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比	310	360	*118
5	アミノ酸定量			
	イ 1種類につき	370	430	
	ロ 5種類以上の場合	1,500	1,750	
6	アミノ酸分析(定性)	430		
	脂肪酸分画	430	500	
7	先天性代謝異常症検査	1,200		*119
(注) 当該保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。				

免疫学的検査

D011 免疫血液学的検査				
1	ABO血液型	24	28	
	Rh(D)血液型	24	28	
2	クームス試験			
	イ 直接	34	40	
	ロ 間接	40	46	
3	Rh(その他の因子)血液型	180	200	*120
4	赤血球不規則抗体検査	200	230	*121
(注) 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第12款の各区分に掲げる女子性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。				
5	-D-アセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ活性及び -D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性	210		
6	ABO血液型定型	260		
7	抗血小板抗体検査	310	360	

D012 感染症血清反応				
1	梅毒脂質抗原使用検査(定性)	17	19	*122
	抗ストレプトリジンO価(ASO)価	17	19	
2	ポールバネル反応	29	34	
3	トキソプラズマ抗体価測定	31	36	
4	抗ストレプトキナーゼ価(ASK)価	34	38	
5	TPHA試験(定性)	36	42	
	マイコプラズマ抗体価	36	42	
6	抗連鎖球菌多糖体抗体(ASP)	38	42	
7	梅毒脂質抗原使用検査(定量)	40	46	*122
8	ツツガムシ抗体価	55	60	*123
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体	60	70	*124・125
	TPHA試験(定量)	60	70	
10	クラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定	70		
	クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定	70		
	ヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定	70		
				*125
11	ウイルス抗体価(1項目あたり)	85	90	*126
(注) 同一検体についてウイルス抗体価の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。				
12	百日咳菌抗体価	90	100	
13	HTLV- 抗体価	95	110	
14	トキソプラズマ抗体価精密測定	110	120	
	トキソプラズマIgM抗体価精密測定	110	120	
	抗抗酸菌抗体価精密測定	110	120	*127
15	赤痢アメーバ抗体価	120	140	
16	抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB)	130		
	抗溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	130		
	HIV-1抗体価	130	150	*128・129
	A群 溶連菌迅速試験	130	150	*130

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

17	髄液又は尿中肺炎球菌抗原	140	150	
	髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原	140	150	
	HIV-1, 2抗体価	140	160	*128・129・131
	大腸菌O157 LPS抗原精密測定	140	160	*132
18	RSウイルス抗原精密測定	150	170	*134
	淋菌同定精密検査	150	170	*135
19	腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査	160		*136
	インフルエンザウイルス抗原精密測定	160		*137
	ノイラミニダーゼ	160		*138
	カンジダ抗原	160	180	*139
	糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原	160		*125・140
20	FTA-ABS試験	170	190	
	大腸菌O157 LPS抗体	170	190	*132・133
21	D-アラビニトール	180	210	*141
	クラミジアトラコマチス抗原精密測定	180	210	*142
22	単純ヘルペスウイルス特異抗原	190		*143
	マイコプラズマ抗原精密測定(咽頭内)	190	200	
23	大腸菌ペロトキシン検出検査	200		*144
	ブルセラ凝集反応	200		
	アスペルギルス抗原	200	230	*145
	尿中レジオネラ抗原	200	230	*146
24	アデノウイルス抗原精密測定	210	240	
	大腸菌抗原同定検査	210	240	*147
25	抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定	220		*148
	クリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原	220	250	
	HTLV- 抗体価精密測定	220	250	
26	上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	230	270	
27	ツツガムシ抗体価精密測定	240		*123
28	レプトスピラ抗体価	250	260	*149
	グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定	250	290	*150
	(1-3)-D-グルカン	250	290	*151
29	サイトメガロウイルス抗体価精密測定	260		*152
	赤痢アメーバ抗体価精密測定	260	300	
	グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定(1項目あたり)	260	300	
(注) 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。				
30	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	280		
	百日咳菌抗体価精密測定	280	320	
31	結核菌群抗原精密測定	290	330	
32	ダニ特異IgG抗体価	310		*154
33	HIV-1抗体価精密測定	320	370	*155
34	ワイルフェリックス反応	330	350	*156
35	ヴィダール反応	350		
36	HIV-2抗体価精密測定	430		*155
	HIV-1核酸同定検査	430		*157
37	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	460	520	*158
38	HTLV- 抗体価精密測定(ウェスタンブロット法)	500		*159
39	HIV抗原精密測定	600		*160
40	HIV envelope抗体価及びHIV core抗体価精密測定	640		*161
41	抗アセチルコリンレセプター抗体価	1,100	1,280	*162

D013 肝炎ウイルス関連検査				
1	HBs抗原	34	38	*163
2	HBs抗体価	36	42	
3	HBs抗原精密測定	110	120	
	HBs抗体価精密測定	110	120	
4	HBe抗原精密測定	120	140	
	HBe抗体価精密測定	120	140	
5	HCV抗体価精密測定	140	160	
	HCVコア蛋白質測定	140	160	*164
6	HBc抗体価	150	170	

区分	検査項目名	新	旧	注
7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	160	180	* 165
8	HBc抗体価精密測定	170	190	* 166
	IgM-HA抗体価精密測定	170	190	* 167
	HA抗体価精密測定	170	190	
	IgM-HBc抗体価精密測定	170	190	* 166
	HCVコア抗体価精密測定	170	200	
	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定	170	200	* 168
9	HCV特異抗体価測定による群別判定	280	320	* 169
10	HCV特異抗体価精密測定	300		
11	デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定	330	380	
12	HBV核酸同定精密測定	340	390	* 170
	HBV核酸定量測定	340	390	* 171
13	DNAポリメラーゼ	350		
注	肝炎ウイルス包括(部分)			
	イ 3項目	340	390	
	ロ 4項目	420	490	
	ハ 5項目以上	560	650	

D014 自己抗体検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	寒冷凝集反応	14	16	
2	リウマチ因子スクリーニング	20	23	* 172
3	リウマチ因子測定	36	42	* 173
4	抗ガラクトース欠損IgG抗体	40	46	
5	甲状腺自己抗体検査	44	50	* 174
6	抗DNA抗体	65	75	* 175
7	抗核抗体	75	85	
8	抗核抗体精密測定	130	150	
	インスリン抗体精密測定	130	150	
9	抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定	140	160	* 176
	マトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)精密測定	140	160	
10	抗SS-A/Ro抗体	170	190	
	抗SS-B/La抗体	170	190	* 177
	抗Scl-70抗体	170	190	
	抗Jo-1抗体	170	190	
	甲状腺自己抗体精密測定	170	190	
11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	170	200	* 178
	抗RNP抗体	170	190	
11	抗RNP抗体精密測定	170	200	
	抗Sm抗体	190		
	抗SS-A/Ro抗体精密測定	190	220	* 177
	抗SS-B/La抗体精密測定	190	220	
	抗Scl-70抗体精密測定	190	220	
	抗Sm抗体精密測定	190	220	
12	抗DNA抗体精密測定	210	240	* 175
13	抗セントロメア抗体精密測定	220	250	* 179
14	抗ミトコンドリア抗体精密測定	270	310	
	抗カルジオリピン α グリコプロテイン 抗CL α GP複合体抗体	270	310	* 180
	抗LKM-1抗体精密測定	270	310	* 181
15	抗カルジオリピン抗体精密測定	290	330	* 180
	TSHレセプター抗体精密測定	290	340	* 182
16	血清中抗デスマogleイン1抗体	310		* 183
	血清中抗デスマogleイン3抗体	310		* 184
17	ループスアンチコアグラント	330		* 185
	細胞質性抗好中球細胞質抗体価	330	380	
18	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	340	390	* 186
	抗糸球体基底膜抗体精密測定	340	400	* 187
19	TSH刺激性レセプター抗体(TSAb)精密測定	370		* 182
注	自己抗体包括(部分)			
	イ 2項目	370	430	
	ロ 3項目以上	490	570	

区分	検査項目名	新	旧	注
D015 血漿蛋白免疫学的検査				
1	C反応性蛋白(CRP)定性	19	22	
2	C反応性蛋白(CRP)定量	20	23	
3	α_1 -酸性糖蛋白測定	42		
4	血清補体価(CH ₅₀)	44	50	
	免疫グロブリン	44	50	* 188
5	クリオグロブリン	48	55	
6	血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定	50		* 189
7	トランスフェリン	70	80	* 190
8	トランスフェリン精密測定	70	80	
	補体蛋白(C ₃)精密測定	85	95	
	補体蛋白(C ₄)精密測定	85	95	
	補体蛋白(C ₃) 補体蛋白(C ₄)	85	95	* 191
9	アポリポ蛋白	120	130	* 192
	α_2 -マイクログロブリン(α_2 -m)	120	130	
	非特異的IgE	120	130	
	特異的IgE	120	130	
(注) 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算出する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,690点を限度として算定する。				
	プレアルブミン	120	140	* 193
10	α_2 -マイクログロブリン(α_2 -m)精密測定	130	150	
11	レチノール結合蛋白(RBP)	140		
12	α_1 -酸性糖蛋白精密測定	150		
	レチノール結合蛋白(RBP)精密測定	150		
13	C ₃ プロアクチベータ	170		
	ハプトグロビン(型補正を含む)	170	190	
14	ヘモベキシン	180	210	
15	第 因子様抗原	190	210	* 194
	第 因子様抗原精密測定	190	210	
	C ₁ q結合免疫複合体精密測定	190	220	* 176
16	血中APRスコア	200	230	* 195
17	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定	210		* 196
	C ₃ d結合免疫複合体精密測定	210	240	* 176
18	モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定	230	260	
	アトピー鑑別試験	230	260	* 197
19	IgG型リウマチ因子精密測定	240	280	* 176
20	免疫電気泳動法(同一検体に対し一連につき)	280	320	* 198
21	C ₁ インアクチベータ	300	350	
22	免疫グロブリンL鎖 / 比	340		* 199

D016 細胞機能検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	表面免疫グロブリン測定検査(一連につき)	200	230	
2	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	220	250	* 200
3	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	230		* 201
4	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査	240	280	
5	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(一連につき)	250	290	* 202
6	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査	290	新設	* 203
7	ロゼット法によるリンパ球サブセット検査 (種目数にかかわらず一連につき)	310		* 204
8	リンパ球幼若化検査(一連につき)	340	400	* 205
9	モノクローナル抗体法による造血管腫瘍細胞検査(一連につき)	1,200	1,370	* 206

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

微生物学的検査

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	34	38	*207
2	保温装置使用アメーバ検査	40	46	
3	その他のもの	19	22	

D018 細菌培養同定検査				
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	140	160	*208
2	消化管からの検体	130	150	
	血液又は穿刺液	130	150	
3	泌尿器又は生殖器からの検体	120	130	
4	その他の部位からの検体	110	120	
5	簡易培養検査	55	60	*209
6	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2)	55	60	
7	迅速ウレアーゼ試験	70		*125
	尿素呼吸試験	70	80	
(注) 1から5については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、75点(85点)を加算する。				*210

D019 細菌薬剤感受性検査				
1	1菌種	120	140	*211-212
2	2菌種	170	200	
3	3菌種以上	230	270	

D020 抗酸菌分離培養検査				
1	抗酸菌分離培養検査1	140	160	*213-215
2	抗酸菌分離培養検査2	130	150	

D021 抗酸菌同定検査				
1	ナイアシンテスト	90	100	*216
2	その他の同定検査 (種目数にかかわらず一連につき)	250	280	

D022 抗酸菌薬剤感受性検査				
1	3薬剤以下(培地数に関係なく)	200	230	*217
2	4薬剤以上(培地数に関係なく)	230	270	

D023 微生物核酸同定・定量検査				
1	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種あたり)	130	150	*218
2	淋菌核酸同定精密検査	230	260	
	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査	230	260	*219
3	淋菌核酸増幅同定精密検査	240	280	*220
	クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査	240	280	*221
4	結核菌核酸同定精密検査	410	480	*222
	HCV核酸同定検査	410	480	*223
	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	410	480	*224
5	抗酸菌群核酸同定精密検査	430	500	*225
6	結核菌群核酸増幅同定検査	470	550	
7	血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査	480	550	*226
	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	480		*227
8	マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定精密検査	490	570	*228
9	HCV核酸定量検査	510	600	*229
10	HIV-1核酸増幅定量精密検査	530	620	*230
(注) 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、90点(100点)を加算する。				*231
11	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	550		

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

D024 動物使用検査				
	動物使用検査	170		*232
(注) 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。				

基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)				
1	入院の日から起算して4週間以内の期間	150	165	*233
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	120	130	
注1	高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。			
注2	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。			
	イ	尿中一般物質定性半定量検査		
	ロ	尿中特殊物質定性定量検査		
	ハ	尿沈渣顕微鏡検査		
	ニ	糞便検査		
	ホ	穿刺液・採取液検査		
	ヘ	血液形態・機能検査		
	ト	出血・凝固検査		
	チ	血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)		
	リ	血液化学検査		
	ヌ	免疫血液学的検査		
		ABO血液型及びRh(D)血液型		
	ル	感染症血清反応		
		梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンO価(ASO価)、ポールバネル反応、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査(定量)、TPHA試験(定量)、TPHA試験(定性)及びHIV-1抗体価		
	ヲ	肝炎ウイルス関連検査		
		HBs抗原、HBs抗体価、HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価		
	ワ	自己抗体検査		
		寒冷凝集反応、リウマチ因子スクリーニング及びリウマチ因子測定		
	カ	血漿蛋白免疫学的検査		
		C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)定量、血清補体価(CH ₅₀)及び免疫グロブリン		
	ク	微生物学的検査		

検体検査判断料

D026 検体検査判断料				
1	尿・糞便等検査判断料	34	32	*234
2	血液学的検査判断料	135	130	
3	生化学的検査()判断料	155	150	
4	生化学的検査()判断料	134	130	
5	免疫学的検査判断料	144	140	
6	微生物学的検査判断料	150	145	
注1	検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料()又は区分番号D028に掲げる基本的検体検査判断料()を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査()判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。			
注2	注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。			

病理学的検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
注3	別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、次に掲げる点数(検体検査管理加算()については入院中の患者に限る。)を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算()を算定した場合には、検体検査管理加算()は算定しない。			
	イ 検体検査管理加算()	40	30	
	ロ 検体検査管理加算()	300	250	

D027 基本的検体検査判断料()				
	基本的検体検査判断料()	630		
注1	特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査()、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項目に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。			
注2	区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届け出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算()を算定した場合には、検体検査管理加算()は算定しない。			

D028 基本的検体検査判断料()				
	基本的検体検査判断料()	525		
注1	高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関(特定機能病院を除く。)において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査()、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項目に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。			
注2	区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届け出を行った保険医療期間(注1の厚生労働大臣の指定を受けたものに限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算()を算定した場合には、検体検査管理加算()は算定しない。			

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

病理学的検査

D100 病理組織迅速顕微鏡検査				
	病理組織迅速顕微鏡検査(1手術につき)	1,790		
	(注) テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関間で行った場合に限り、当該患者について算定する。			* 233

D101 病理組織顕微鏡検査				
	病理組織顕微鏡検査(1臓器につき)	880		
	(注1) 検査に当たって、3臓器以上の検査を行った場合は、3臓器を限度として算定する。			
	(注2) 検査に当たって、電子顕微鏡による検査または免疫抗体法を用いた検査を行った場合は、所定点数にそれぞれ1,200点又は300点を加算する。			*125・234
	(注3) リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数える。			
	(注4) 当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本を診断した場合は、1件につき200点とする。			

D101-2 その他の病理組織検査				
1	エストロゲンレセプター検査	810	950	* 235
2	プロジェステロンレセプター(PgR)検査	810	950	
3	HER2タンパク	810	950	* 236

D102 細胞診検査				
1	婦人科材料(1部位につき)	150		
2	その他(1部位につき)	190		
				* 237

D103 染色体検査				
	染色体検査(全ての費用を含む)	2,000		
	(注) 分染法を行った場合、400点を加算する。			* 238
				* 239

D103-2 HER2遺伝子				
	HER2遺伝子	2,000		
				* 240

病理学的検査診断・判断料

D104 病理診断料				
	病理診断料	255		
注	病理学的検査を専ら担当する常勤の医師が勤務する病院である保険医療機関において、区分番号D100に掲げる病理組織迅速顕微鏡検査、区分番号D101に掲げる病理組織顕微鏡検査を行った場合に、これらの検査の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			

D105 病理学的検査判断料				
	病理学的検査判断料	146		
注1	病理学的検査の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
注2	病理診断料を算定した場合には、算定しない。			

生体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

超音波検査等

D217 骨塩定量検査

1	DEXA法による腰椎撮影	360		* 241
2	MD法、SEXA法等	140		
3	超音波法	80		

負荷試験等

D286 肝及び腎のクリアランステスト

	肝及び腎のクリアランステスト	150		
(注1) 検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコープを行った場合は、所定点数に区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコープの所定点数を加算する。				
(注2) 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、所定点数に含まれるものとする。				

D287 内分泌負荷試験

1	下垂体前葉負荷試験			
	イ 成長ホルモン(GH)(一連として月1回)	1,200		
	ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600		
	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200		
	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200		
	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200		
2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200		
3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		
4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		
5	副腎皮質負荷試験			
	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200		
	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200		
6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		
(注1) 1月に3,600点を限度として算定する。				
(注2) 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。				

D288 糖負荷試験

1	常用負荷試験(血糖、尿糖検査を含む。)	200		
2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定を行った場合)	900		
(注) 注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。				

D289 その他の機能試験

1	腎機能テスト(PFDテスト)	100		
2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100		
3	胆道機能テスト	700		
4	セクレチン試験	3,000		
(注) 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。				

指導管理等

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

指導管理等

B001 特定疾患治療管理料

2	特定薬剤治療管理料			
	ジギタリス製剤	470	500	
	テオフィリン	470	500	
	不整脈用剤			
	プロカインアミド	470	500	
	N-アセチルプロカインアミド	470	500	
	ジソピラミド	470	500	
	キニジン	470	500	
	アプリンジン	470	500	
	リドカイン	470	500	
	塩酸ビルジカイニド	470	500	
	プロバフェノン	470	500	
	メキシレチン	470	500	
	フレカイニド	470	500	
	コハク酸シベンゾリン	470	500	
	ビルメノール	470	500	
	アミオダロン	470	500	
	抗てんかん剤	470	500	
	ハロペリドール製剤	470	500	
	プロムペリドール製剤	470	500	
	リチウム製剤	470	500	
	アミノ配糖体抗生物質(入院中の患者)	470	500	
	グリコペプチド系抗生物質(入院中の患者)			
	バンコマイシン	470	500	
	テイコブラニン	470	500	
	免疫抑制剤			
	シクロスポリン	470	500	
	タクロリムス水和物	470	500	
	サリチル酸系製剤	470	500	
	メトトレキサート	470	500	
(注1) ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者、その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。				
(注2) 同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回とし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。				
(注3) ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点(800点)を特定薬剤治療管理料として算定する。				
(注4) 抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外に対して行った薬剤血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月日以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。				
(注5) 臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に2,740点(3,000点)を加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、所定点数に280点(300点)を加算する。				
3	悪性腫瘍特異物質治療管理料			
	イ 測定方法が一般的なもの	220	240	
	ロ 測定方法が精密なもの			
	(1) 1項目の場合	360	390	
	(2) 2項目以上の場合	400	430	
(注1) イについては、悪性腫瘍の患者に対して、フェトプロテイン(AFP)、免疫抑制酸性蛋白(IAP)及び尿中BTAに係る検査のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。				

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

	(注2) 口については、悪性腫瘍の患者に対して区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
	(注3) 注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、口の所定点数に150点(160点)を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合はこの限りでない。			
	(注4) 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、口の所定点数のみにより算定する。			
	(注5) 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。			
	(注6) 注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。			
15	慢性維持透析患者外来医学管理料	2,460	2,670	
	(注1) 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。			
	(注2) 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査()判断料、生化学的検査()判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。			
	イ 尿中一般物質定性半定量検査			
	ロ 尿沈渣顕微鏡検査			
	ハ 糞便検査 潜血反応検査、ヘモグロビン			
	ニ 血液形態・機能検査 赤血球沈降速度測定、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像、ヘモグロビンA _{1c} (HbA _{1c})			
	ホ 出血・凝固検査 出血時間測定、凝固時間測定			
	ヘ 血液化学検査 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO ₄ 、総コレステロール、グルタミン・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミン・ピルピク・トランスアミナーゼ(GPT)、遊離脂肪酸、シアル酸、フルクトサミン、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)、 α -リポ蛋白、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、Al、フェリチン			
	ト 内分泌学的検査 トリヨードサイロニン(T ₃)、サイロキシン(T ₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT ₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT ₄)、カルシトニン、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)			
	チ 感染症血清反応 梅毒脂質抗原使用検査			
	リ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価			
	ヌ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH ₅₀)、免疫グロブリン、補体蛋白(C ₃)、補体蛋白(C ₄)、トランスフェリン、 α - ₂ -マイクログロブリン(α - ₂ m)			
	ル 心電図検査			
	ヲ 写真診断 単純撮影(胸部)			
	ヾ 撮影 単純撮影(胸部)			

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

B001-2 小児科外来診療料(1日につき)				
1	保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合			
	イ	初診時		550
	ロ	再診時		370
2	1以外の場合			
	イ	初診時		660
	ロ	再診時		480

B001-3 生活習慣病指導管理料				
-------------------	--	--	--	--

1	保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合			
	イ	高脂血症を主病とする場合		1,050
	ロ	高血圧症を主病とする場合		1,100
2	1以外の場合			
	イ	高脂血症を主病とする場合		1,550
	ロ	高血圧症を主病とする場合		1,400
	ハ	糖尿病を主病とする場合		1,650

(注1) 許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする入院中の患者以外の患者に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。

(注2) 生活習慣病指導管理を受けている患者に対して行った指導管理等、検査、投薬及び注射の費用は、生活習慣病指導管理料に含まれるものとする。

B001-4 手術前医学管理料				
-----------------	--	--	--	--

	手術前医学管理料	1,310	1,420	
--	----------	-------	-------	--

B001-5 手術後医学管理料(1日につき)				
------------------------	--	--	--	--

1	病院の場合	1,340	1,410	
2	診療所の場合	1,190	1,250	

[注] (下線は、改正又は追加された部分を示す)

- * 1: 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- * 2: 尿中一般物質定性半定量検査は、試験紙、アンブル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合は、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。
尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
ア 比重
イ pH
ウ 蛋白
エ 糖
オ ウロビリノーゲン
カ ウロビリリン
キ ビリルビン
ク アセトン体(ケトン体)
ケ 潜血
コ 試験紙法による尿細菌検査
サ 食塩検査
シ 試験紙法による白血球検査
ス アルブミン
- * 3: 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- * 4: 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。
ア 塩化第2鉄反応(フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む)
イ 酸性ムコ多糖類
ウ システイン、シスチン等のSH化合物
エ ヒスチジン
オ メチルマロン酸
カ ミロン反応
キ イサチン反応
ク ベネディクト反応
- * 5: ボルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDean and Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- * 6: 細菌尿検査(TTC還元能)は、D018 細菌培養同定検査等の「3」又は「5」と同時に行った場合は算定できない。
- * 7: マイクロトランスフェリン(尿中)精密測定、アルブミン定量精密測定及び型コラーゲン定量精密測定は、糖尿病と診断され、試験紙法による尿蛋白陽性となる以前の早期糖尿病患者に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 8: 成長ホルモン(GH)定量精密測定は、D008 内分泌学的検査の「11」の成長ホルモン(GH)精密測定と併せて算定できない。
- * 9: 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。
- * 10: 尿沈渣顕微鏡検査は、D000 尿中一般物質定性半定量検査若しくはD001 尿中特殊物質定性半定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- * 11: 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣顕微鏡検査を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。
- * 12: ヘモグロビン又はヘモグロビン精密測定と潜血反応検査を同時に実施した場合にはヘモグロビン又はヘモグロビン精密測定の所定点数のみ算定する。
ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「7」のヘモグロビンにより算定する。
ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「9」のヘモグロビン精密測定により算定する。
- * 13: アデノウイルス抗原とロタウイルス抗原を同時に測定した場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- * 14: 胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応(ニンヒドリン反応、ピウレット反応等)、毒物、潜血、虫卵、ウロビリリン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- * 15: 髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアベルト、バンデイ、ワイヒプロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- * 16: 頸管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査(結晶、細菌、血球、膺上皮細胞等)等の費用が含まれる。
- * 17: 精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査のすべての費用が含まれる。
- * 18: 子宮頸管粘液中顆粒球エラストラーゼは、赤色ラテックス着色法により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- * 19: 子宮頸管粘液中顆粒球エラストラーゼ精密測定は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。
- * 20: 膈分泌液中乳酸脱水素酵素(LDH)半定量のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- * 21: 関節液中コンドロカリンは、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- * 22: 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SPA)を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- * 23: 赤血球沈降速度測定は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 24: 同一検体について、好酸球数及び末梢血液像の検査を行った場合は、末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- * 25: 末梢血液像及び骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
末梢血液像及び骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- * 26: 末梢血液像の「注」及び骨髄像の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
ア オキシダーゼ染色
イ ペルオキシダーゼ染色
ウ アルカリフォスファターゼ染色
エ バス染色
オ 鉄染色(ジデロプラスト検索を含む)
カ 超生体染色
キ 脂肪染色
ク エステラーゼ染色
- * 27: 末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- * 28: 赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
ア シュガーウォーターテスト
イ ハムテスト

- ウ クロスビーテスト
エ バルパート法
オ サンフォード法
- * 29: ヘモグロビン_{A₁}(Hb_{A₁})、ヘモグロビン_{A_{1c}}(Hb_{A_{1c}})、D007 血液化学検査の「10」のフルクトサミン、「19」のグリコアルブミン又は「24」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者については、フルクトサミン、グリコアルブミン又は1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のいずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- * 30: ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 31: デオキシシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 32: 出血時間測定時の耳朶採血料は、出血時間測定の所定点数に含まれる。
- * 33: 複合凝固因子検査に該当する検査は、オーレンのトロンボテスト、ヘパラスチンテスト等をいい、トロンボテストとプロトロンビン時間を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 34: 血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- * 35: フィブリノーゲン分解産物精密測定は、線維素分解産物(FDP)測定が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。
- * 36: PIVKA 精密測定(出血・凝固)は、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- * 37: 凝固因子インヒビターは、第 因子又は第 因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- * 38: プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定をトロンビン・アンチトロンビン 複合体(TAT)精密測定と同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 39: フィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DICの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
フィブリンモノマー複合体定量精密測定、トロンビン・アンチトロンビン 複合体(TAT)精密測定及びプロトロンビンフラグメントF1+2精密測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 40: 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法による。
(施設基準は、検体検査管理加算()の算定要件に準ずる。また、届け出前の実績期間を要しない。)
- * 41: Na及びClについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 42: Ca及びイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
- * 43: 膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。
なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
ア 硫酸亜鉛試験(クンケル反応)(ZTT)
イ チモール混濁反応(TTT)
- * 44: アルブミン・グロブリン比測定は、アルブミンと総蛋白が同時に測定されている場合にあっては算定できない。
- * 45: HDL-コレステロール、総コレステロール及びLDL-コレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- * 46: P及びHPOについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 47: 総鉄結合能(TIBC)(又は総鉄結合能(TIBC)精密測定)、不飽和鉄結合能(UIBC)(又は不飽和鉄結合能(UIBC)精密測定)及び鉄の検査については、いずれか2項目の測定を実施すれば他の項目については計算により求めることができることから、同時に3項目の所定点数の算定はできない。
- * 48: シアル酸については、D015 血漿蛋白免疫学的検査の「1」のC反応性蛋白(CRP)定性、同区分「2」のC反応性蛋白(CRP)定量又は同区分「6」の血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 49: マンガンは、1月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- * 50: ケトン体及びケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- * 51: 同一検体について重炭酸塩及び血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- * 52: 有機モノカルボン酸定量については、グルタチオン、乳酸、ビルビン酸及び-ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- * 53: グリコアルブミンは、HPLC(2カラム)又はHPLC(1カラム)発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- * 54: 尿中硫酸抱合型胆汁酸と胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
なお、尿中硫酸抱合型胆汁酸は酵素法による。
- * 55: 心筋トロポニンT定性は、診療の結果から心筋梗塞が疑われるが、心電図による所見のみでは診断がつかない患者に対して検査を行った場合に、心筋梗塞の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。
ただし、すでに心筋梗塞の治療のために入院中の患者に対して検査を行った場合は算定できない。
- * 56: CPK・アイソザイム精密測定とは、血清クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)のMB型アイソザイム測定をいう。
- * 57: サーファクタントプロテインA(SP-A)、シアル化糖鎖抗原KL-6及びサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法により、シアル化糖鎖抗原KL-6はEIA法又はECLIA法による。
- * 58: 心筋トロポニン 精密測定と心筋トロポニンT精密測定を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 59: ヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- * 60: 膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)とトリプシン又はトリプシン精密測定を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 61: 乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- * 62: 血液ガス分析の所定点数には、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃⁻の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。
なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定しない。
- * 63: 血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
- * 64: リガ蛋白(a)精密測定は、3か月に1回を限度として算定できる。
- * 65: アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展する恐れがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- * 66: 骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定及びアルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定はEIA法又はIRMA法に

よる。

- * 67: ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。
ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)とミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 68: 型コラーゲン精密測定又は 型コラーゲン・7S精密測定は、プロリルヒドロキシラーゼ(PH)精密測定又はP-³H-P精密測定と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。
- * 69: 型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定及び尿中デオキシピリジノリン精密測定は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。
なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- * 70: 型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定、オステオカルシン精密測定又は尿中デオキシピリジノリン精密測定を併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。
- * 71: オステオカルシン精密測定は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による上皮小体腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。
- * 72: クロstrupス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- * 73: アセトアミノフェン精密測定は、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- * 74: 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)と頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 75: ヒアルロン酸はサンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、LA法(測定機器を用いるもの)又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- * 76: 心室筋ミオシン軽鎖 精密測定は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- * 77: 副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)精密測定又は副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)精密測定は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
- * 78: レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロールは免疫吸着法 酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- * 79: CKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定されるクレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)の費用は別に算定できない。
- * 80: 頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、金コロイド着色法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- * 81: 頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン精密測定は、切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として実施した場合のみ算定する。
- * 82: 腔分泌液中 α -フェト蛋白は色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- * 83: リポ蛋白リパーゼ精密測定は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンはD5000の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
- * 84: トロンボモジュリン精密測定は、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- * 85: 肝細胞増殖因子(HGF)はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- * 86: 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- * 87: 1,25ジヒドロキシビタミンD₃(1,25(OH)₂D₃)は、ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症 型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
- * 88: インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定は、非ホジキンリンパ腫、ATLの経過観察、寛解後のフォローのために測定した場合のみ算定できる。
- * 89: ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性及びヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)分画定性は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- * 90: ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)分画定性及びヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)分画精密測定は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。
ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)分画定性、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)分画精密測定それぞれについて、ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定を同時に実施した場合は、それぞれいずれか一方の所定点数のみ算定する。
- * 91: トリヨードサイロニン(T₃)精密測定及び遊離トリヨードサイロニン(FT₃)精密測定が実施されている場合又は遊離トリヨードサイロニン(FT₃)精密測定及び遊離サイロキシン(FT₄)精密測定が実施されている場合において、同時に行ったT₃摂取率(T₃-uptake)精密測定については、別に算定できない。
サイロキシン(T₄)精密測定及びサイロキシン結合蛋白(TBG)精密測定が実施されている場合又はサイロキシン(T₄)精密測定及び遊離サイロキシン(FT₄)精密測定が実施されている場合において、同時に行ったT₃摂取率(T₃-uptake)精密測定については、別に算定できない。
- * 92: レニン活性精密測定とレニン定量精密測定を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
- * 93: ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定は、入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の急性増悪時の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については心不全の病態把握のために実施した場合に1回に限り算定する。
1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定とヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。
- * 94: C-ペプチド(CPR)精密測定を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- * 95: 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、インスリン依存型糖尿病(IDDM)の診断に用いた場合に算定できる。
- * 96: ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定は、HCG・LH検査(試験管法)を含むものである。
- * 97: エストロジェン及びエストロジェン精密測定については、エストリオール(E₃)精密測定又はエストラジオール(E₂)精密測定と同時に実施した場合は算定できない。
- * 98: エリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
- * 99: 17 β -ヒドロキシプロゲステロン精密測定は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 100: ノルメタネフリン精密測定は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、メタネフリン精密測定を併せて行った場合は、メタネフリン分画精密測定の所定点数のみ算定する。

- * 101: インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)精密測定は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。
インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)精密測定をソマトメジンC精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 102: 尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、B001 特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「イ」を算定する。
- * 103: 同一月内に α -フェトプロテイン(AFP)精密測定とPIVKA₄精密測定を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 104: PSA精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSA精密測定の検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。
なお、当該検査を算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 105: 尿中NMP22精密測定は、D002 尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
尿中NMP22精密測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後にを行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
- * 106: CA125精密測定、CA130精密測定、CA602精密測定の2項目ないし3項目を併せて測定した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
- * 107: シアリルLe^x(CSLEX)抗原精密測定は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。
シアリルLe^x(CSLEX)抗原精密測定とCA153精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 108: フリーPSA/トータルPSA比精密測定は、診療及び他の検査(PSA精密測定等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 109: サイトケラチン19フラグメント精密測定は、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。
また、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- * 110: ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定を神経特異エノラーゼ(NSE)精密測定と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- * 111: 同一月内にAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L₃%)を α -フェトプロテイン(AFP)精密測定又はPIVKA₄精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。AFP-L₃%は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
- * 112: 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)精密測定は、内臓性嚢胞を有する患者又は内臓性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- * 113: 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン 分画コア定量(HCG コア定量)精密測定は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- * 114: 乳頭分泌液中CEA精密測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- * 115: 乳頭分泌液中HER2タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定した場合に限り算定する。
乳頭分泌液中HER2タンパク測定及び乳頭分泌液中CEA精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 116: 血清中HER2タンパク測定は、乳癌であると既に確定診断され、かつHER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り算定する。
- * 117: チロシン測定は、酵素法による。
- * 118: 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比は、酵素法による。
- * 119: 先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィ-マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。
- * 120: Rh(その他の因子)血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- * 121: 赤血球不規則抗体検査は、輸血症又は妊娠歴のある患者に対し、胸部手術、心・脈管手術、腹部手術又は子宮全摘術、子宮悪性腫瘍手術、子宮付属器悪性腫瘍手術、帝王切開術及び子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。
また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又はK920 輸血の「注5」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。
この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血症又は妊娠歴がある旨を記載する。
- * 122: 梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等)をいれ、梅毒脂質抗原使用検査(定性)又は梅毒脂質抗原使用検査(定量)ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- * 123: ツツガムシ抗体価及びツツガムシ抗体価精密測定はそれぞれ各株ごとに算定する。
- * 124: ヘリコバクター・ピロリ抗体は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法(簡易法)により実施した場合に算定する。
- * 125: 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取り扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に則して行うこと。
- * 126: ウイルス抗体価は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
ア アデノウイルス
イ コクサッキーウイルス
ウ サイトメガロウイルス
エ EBウイルス
オ エコーウイルス
カ ヘルペスウイルス
キ インフルエンザウイルスA型
ク インフルエンザウイルスB型
ケ ムンプスウイルス
コ パラインフルエンザウイルス 型
サ パラインフルエンザウイルス 型
シ パラインフルエンザウイルス 型
ス ポリオウイルス 型
セ ポリオウイルス 型
ソ ポリオウイルス 型
タ RSウイルス
チ 風疹ウイルス
ツ 麻疹ウイルス
テ 日本脳炎ウイルス
ト オーム病クラミジア
ウイルス抗体価に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。
- * 127: 抗抗菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
- * 128: 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、HIV-1抗体価測定又はHIV-1.2抗体価測定を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらずに所定点数を算定する。
ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。
ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者
エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む)
なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすしい感染症が認められる場合でHIV感染症を疑わせる自他覚症状がある場合は、本検査を算定できる。

- * 129: K920 輸血料(「3」の自己輸血を除く。以下この項において同じ。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後にHIV-1抗体価又はHIV-1.2抗体価の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。
他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であっても同様とする。
上記の場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。
- * 130: A群 溶連菌迅速試験とD018 細菌培養同定検査等の「1」から「5」(以下「細菌培養同定検査」とする。)を同時に実施した場合は、A群 溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群 溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群 溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。
- * 131: HIV-1.2抗体価は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- * 132: 大腸菌O157 LPS抗原精密測定、大腸菌O157 LPS抗体及びD018 細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 133: 大腸菌O157 LPS抗体は、LA法による。
- * 134: RSウイルス抗原精密測定は、入院中の3歳未満の乳幼児において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- * 135: 淋菌同定精密検査は、D018 細菌培養同定検査等を同時に実施した場合は、別に算定できない。
- * 136: 腸炎ピブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査は、ELISA法によるものであり、D018 細菌培養同定検査等によって、腸炎ピブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。
- * 137: インフルエンザウイルス抗原精密測定は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
本検査とD012 感染症血清反応の「11」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「19」のノイラミニダーゼを併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
本検査は光学的抗原抗体反応(OIA法)により実施した場合にも算定できる。
- * 138: ノイラミニダーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。
ノイラミニダーゼとD012 感染症血清反応の「11」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「19」のインフルエンザウイルス抗原精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 139: カンジダ抗原は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 140: 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法により測定した場合に限り算定できる。
- * 141: D-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 142: クラミジアトラコマチス抗原精密測定は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
クラミジアトラコマチス抗原精密測定(結膜又は鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
- * 143: 単純ヘルペスウイルス特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- * 144: 大腸菌ベロトキシン検出検査は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。
大腸菌ベロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- * 145: アスペルギルス抗原はLA法又はELISA法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合のみ算定できる。
- * 146: 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。
- * 147: 大腸菌抗原同定検査は、D018 細菌培養同定検査等により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合においてD018 細菌培養同定検査等の費用は別には算定できない。
- * 148: 抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- * 149: レプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコローのそれぞれについて算定する。
- * 150: グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定は、クラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。
IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主なもののみ算定する。
- * 151: (1 3)-D-グルカンは、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
なお、本検査をカンジダ抗原、D-アラビニトール、アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンス抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 152: サイトメガロウイルス抗体価精密測定をグロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定と併せて行った場合は、主たる点数のみを算定する。
- * 153: グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
ア 水痘ウイルス
イ 風疹ウイルス
ウ サイトメガロウイルス
エ EBウイルス
オ 麻疹ウイルス
カ umpsウイルス
キ ヒトパルボウイルスB19
同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
「11」のウイルス抗体価と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- * 154: ダニ特異IgG抗体価は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- * 155: HIV-1抗体価精密測定又はHIV-2抗体価精密測定は、スクリーニング検査としてのHIV-1抗体価又はHIV-1.2抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。
- * 156: ワイルフェリックス反応及びヴィダール反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。
- * 157: HIV-1核酸同定検査はPCR法により、HIV-1抗体価若しくはHIV-1.2抗体価が陽性の場合の確認診断又はHIV-1陽性者である母親からの新生児における診断に用いた場合のみ算定できる。
HIV-1核酸同定検査とHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定するものとする。
- * 158: 白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原は免疫染色法により、骨髄移植後、同種腎移植術後、生体部分肝移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者に対して行った場合のみ算定できる。
- * 159: HTLV- 抗体価精密測定(ウェスタンブロット法)は、HTLV- 抗体価又はHTLV- 抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合のみ算定する。
- * 160: HIV抗原精密測定は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
- * 161: HIV envelope抗体価及びHIV core抗体価精密測定は、HIV感染者の経過観察に際して両抗体価を併せて測定した場合に算定する。
- * 162: 抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の患者について行った場合のみ算定できる。

- * 163: HBs抗原検査を免疫クロマト法にて行った場合は、D013 肝炎ウイルス関連検査の「1」のHBs抗原により算定する。
- * 164: HCVコア蛋白質測定は、EIA法又はIRMA法による。
- * 165: HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価は、PHA法による定性法又は粒子凝集法による。
- * 166: HbC抗体価精密測定とIgM-HbC抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- * 167: HA抗体価精密測定とIgM-HA抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- * 168: HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定は、PHA法による定量測定を行った場合に算定する。
- * 169: HCV特異抗体価測定による群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- * 170: HBV核酸同定精密測定は、核酸ハイブリダイゼーション法によるものであり、DNAポリメラーゼ及びHBV核酸定量測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 171: HBV核酸定量測定は、分岐DNAプローブ法による。
- * 172: リウマチ因子スクリーニングとは、ラテックス凝集反応を利用したリウマチ因子検出検査(RAテスト)及びベントナイト凝集反応をいう。リウマチ因子スクリーニングテストをLA(測定機器を用いるもの)で行った場合は、D014 自己抗体検査の「3」のリウマチ因子測定により算定する。
- * 173: 抗ガラクトース欠損IgG抗体と、リウマチ因子測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 174: 甲状腺自己抗体検査は、サイログロブリン抗体の検出及びマイクロソーム抗体の検出を含む。
- * 175: 抗DNA抗体は、抗ssDNA抗体-IgG検査及び抗dsDNA抗体-IgG検査を含み、抗DNA抗体精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定とする。
- * 176: D015 血漿蛋白免疫学的検査の「19」のIgG型リウマチ因子精密測定、「15」のC₁結合免疫複合体精密測定、「17」のC₂結合免疫複合体精密測定及び「18」のモノクローナルRF結合免疫複合体精密測定並びにD014 自己抗体検査の「9」の抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定及びマトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。
- * 177: 抗SSA/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗RNP抗体精密測定、抗SSA/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定、抗Scl-70抗体精密測定及び抗Sm抗体精密測定の検査について同一項目の一般検査と精密検査を併せて行った場合は、いずれか一方のみ算定し、包括の規定に係る項目数は1つとする。
- * 178: 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、甲状腺自己抗体検査(マイクロソーム抗体の場合に限る。)又は甲状腺自己抗体精密測定(マイクロソーム抗体の場合に限る。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 179: 抗セントロメア抗体精密測定は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- * 180: 抗カルジオリピン抗体精密測定と抗カルジオリピン₂グリコプロテイン(抗CL₂GP)複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 181: 抗LKM-1抗体精密測定は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。
- * 182: TSHレセプター抗体精密測定とTSH刺激性レセプター抗体(TSAb)精密測定を同時にを行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
- * 183: 血清中抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
- * 184: 血清中抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 185: ループスアンチコアグラントは希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- * 186: 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)はELISA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- * 187: 抗糸球体基底膜抗体精密測定は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- * 188: 免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- * 189: 血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定を本区分「1」のC反応性蛋白(CRP)定性、本区分「2」のC反応性蛋白(CRP)定量又はD007 血液化学検査の「9」のシアル酸と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 190: トランスフェリンは、SRID法による。
- * 191: 補体蛋白(C₂)測定、補体蛋白(C₃)測定は、SRID法による。
- * 192: アポリipoproteinは、A、A₁、B、C、C₂及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- * 193: プレアルブミンは、手術前後の中心静脈注射の適用の検査又は効能判定の検討に際して実施した場合のみ算定できる。
- * 194: 第 因子様抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法によるものである。
- * 195: 血中APRスコアは、 α -酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びCRPの3つの検査を併せて実施した場合に算定する。
- * 196: アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定は細胞反応測定法により実施され、特異的IgEと同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、1,690点を限度として算定する。
- * 197: アトピー鑑別試験は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚、イヌ皮膚、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- * 198: 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、1回の検査として「20」の免疫電気泳動法により算定する。
- * 199: 免疫グロブリンL鎖 / 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。
免疫グロブリンL鎖 / 比と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 200: 顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- * 201: 顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- * 202: モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- * 203: フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査は、発作性夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。
- * 204: ロゼット法によるT細胞サブセット検査は、T、B細胞百分率、FcR陽性細胞百分率をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。

- *205: リンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A又はPHAによるものである。
- *206: モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。
- *207: 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- *208: 細菌培養同定検査等の「1」から「5」に掲げるもの(以下「細菌培養同定検査」とする。)は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「4」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「5」の簡易培養検査により算定する。
細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「4」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「5」の簡易培養検査は算定できない。
症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起原菌を検索する目的で異なる部位から、又は同一部位の数が所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。
各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
- 「2」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「4」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「3」までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。
- 簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
ウロトレース、ウログロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、D000 尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
- *209: 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2)は、LA法により実施した場合に算定する。
血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2)とD023 微生物核酸同定・定量検査の「4」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *210: 嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「5」の所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。
- *211: 細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。
- *212: 酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り、D019 細菌薬剤感受性検査の「1」又は「2」に準じて算定する。
- *213: 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
- *214: 「抗酸菌分離培養検査1」は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。
- *215: 「抗酸菌分離培養検査2」は、「抗酸菌分離培養検査1」に掲げるもの以外について算定する。
- *216: (抗酸菌同定検査)その他の同定検査については、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。
- *217: 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤の種類により算定する。
混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤の種類により算定する。
- *218: 泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体による淋菌核酸同定精密検査は、D012 感染症血清反応の「18」の淋菌同定精密検査又はD018 細菌培養同定検査等を併用した場合は、主なもののみ算定する。
- *219: クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。
なお、本検査とD012 感染症血清反応の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併用した場合は、主なもののみ算定する。
- *220: 淋菌核酸増幅同定精密検査と淋菌核酸同定精密検査、D012 感染症血清反応の「18」の淋菌同定精密検査又はD018 細菌培養同定検査等を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。
- *221: クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査とクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査又はD012 感染症血清反応の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。
なお、クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査は、PCR法又はLCR法による。
- *222: 結核菌核酸同定精密検査は、D012 抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- *223: HCV核酸同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査とHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。
- *224: ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定は、ED-PCR法又はPCR法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
- *225: 結核菌群核酸増幅同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法による。
- *226: 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記 又は に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。
B型肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。
B型肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、D013 肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査は除く。)は、算定できない。
- *227: SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP(Loop-Mediated Isothermal Amplification)法により測定した場合に限り算定できる。
SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体によるものである。
本検査は、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成15年11月5日健感発第1105006号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- *228: マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定精密検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合にのみ算定できる。
D021 抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- *229: HCV核酸定量検査は分岐DNAプローブ法又はPCR法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
治療経過の観察の場合において、HCV核酸定量検査とHCV核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *230: HIV-1核酸増幅定量精密検査はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又はD012 感染症血清反応の「16」のHIV-1抗体価又は「17」のHIV-1.2抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。
HIV-1核酸増幅定量精密検査とD012 感染症血清反応の「33」のHIV-1抗

体価精密測定を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

HIV-1核酸増幅定量精密検査とD012 感染症血清反応の「36」のHIV-1核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 231: 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、結核菌核酸同定精密検査又は結核菌核酸増幅同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

* 232: 従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本点数より算定する。

* 233: 病理組織迅速顕微鏡検査は、手術の途中において迅速凍結切片等による検査を完了した場合において、1手術につき1回算定する。

なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織検査を行った場合は、D101 病理組織顕微鏡検査の所定点数を別に算定する。

* 234: 病理組織顕微鏡検査において、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。

- ア 気管支及び肺臓
- イ 食道
- ウ 胃及び十二指腸
- エ 小腸
- オ 盲腸
- カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
- キ S状結腸
- ク 直腸
- ケ 子宮体部及び子宮頸部

病理組織顕微鏡検査において、1臓器から多数のブロック、標本等を作製、検鏡した場合であっても、1臓器の検査として算定する。

病理組織顕微鏡検査において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製して検査を行った場合であっても、所定点数のみ算定する。

「注2」の電子顕微鏡検査を行った場合の加算は、腎組織、甲状腺腫を除く内分泌臓器の機能性腫瘍、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴーシェ病等の脂質蓄積症、多糖体蓄積症及び心筋症に対する心筋生検の場合に算定できる。また、免疫抗体法を行った場合の加算は、方法(蛍光抗体法、酵素抗体法)、試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。

リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の所属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数えるものとする。

病理組織顕微鏡検査について、当該保険医療機関以外の医療機関で作製した標本につき診断のみを行った場合は、1回につき200点を算定することができる。この場合、当該診断について、病理学的検査判断料は別に算定できない。

なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関で受診していないときにおいては、療養の給付の対象とならない。

* 235: エストロゲンレセプター検査は、病理組織顕微鏡検査を別に実施した場合も、所定点数を別に算定できる。プロジェステロンレセプター(PgR)検査と同一月にエストロゲンレセプター検査を併せて実施した場合は、一方の所定点数のみ算定する。

* 236: HER2タンパクは、半定量検査又はEIA法を行った場合に限り算定する。
なお、病理組織顕微鏡検査を別に実施した場合も、所定点数を別に算定できる。

* 237: 従前の腫瘍顕微鏡検査及び当該検査を準用する胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞検査及び眼科プロヴァツェク小体検査は、細胞診検査により算定する。

同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して検査を行った場合であっても、1回として算定する。

* 238: 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。

* 239: 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。

* 240: HER2遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2

ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、FISH(Fluorescence *in situ* Hybridization)法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り1回を限度として算定する。

なお、本検査とD101-2 その他の病理組織検査の「3」のHER2タンパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。

* 241: 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。

「2」の「MD法、SEXA法等」の方法にはDEXA法(Dual Energy X-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA: Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometryによる骨塩定量法)、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(Single Energy X-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral Quantitative Computed Tomography)による測定がある。

MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の技術料(E001 写真診断及びE002 撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、E400 フィルムの費用は、いずれの場合でも、技術料とは別に算定できる。

[特定薬剤治療管理料について (抄)]

- 1: 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
 - ア 心疾患患者であってジギタリス製剤を投与しているもの
 - イ てんかん患者であって抗てんかん剤を投与しているもの
 - ウ 気管支喘息、喘息性(様)気管支炎、慢性気管支炎又は肺気腫の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの
 - エ 不整脈の患者に対して不整脈用剤を継続的に投与しているもの
 - オ 統合失調症の患者であってハロペリドール製剤又はプロムペリドール製剤を投与しているもの
 - カ 躁うつ病の患者であってリチウム製剤を投与しているもの
 - キ 臓器移植術を受けた患者であって臓器移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの
 - ク 重症の再生不良性貧血の患者又は赤芽球癆の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
 - ケ ベーチェット病の患者であって活動性・難治性眼症状を有するもの又は尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症若しくは関節症性乾癬の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
 - コ ネフローゼ症候群の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
 - サ 若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は慢性関節リウマチの患者であってサリチル酸系製剤を継続的に投与しているもの
 - シ 悪性腫瘍の患者であってメトトレキサートを投与しているもの
 - ス 全身型重症筋無力症の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの
- 2: 特定薬剤治療管理料を算定できる不整脈用剤とはプロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アプリンジン、リドカイン、塩酸ビルジカイニド、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、コハク酸シベンゾリン、ビルメノール及びアミオダロンをいう。
- 3: 特定薬剤治療管理料を算定できるグリコペプチド系抗生物質等とは、バンコマイシン及びテイコプラニンをいう。また、免疫抑制剤とは、シクロスポリン及びタクロリムス水和物をいう。
- 4: てんかん患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与している者について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づいて個々の投与量を精密に管理した場合には、当該月においては、2回に限り所定点数を算定できる。
- 5: アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質等を数日間以上投与している入院中の患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
- 6: 抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月日以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
 「4月日以降のもの」とは、初回の算定から暦月で数えて4月日以降のことである。
- 7: ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合は、1回に限り急速飽和完了日に注3に規定する点数を算定することとし、当該算定を行った急速飽和完了日の属する月においては、別に特定薬剤治療管理料は算定できない。なお、急速飽和とは、重症うつ血性心不全の患者に対して2日間程度のうちに数回にわたりジギタリス製剤を投与し、治療効果が得られる濃度まで到達させることをいう。
 てんかん重積状態のうち算定の対象となるものは、全身性けいれん発作重積状態であり、抗てんかん剤を投与している者について、注射薬剤等の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、重積状態が消失した日に注3に規定する点数を算定することとし、当該算定を行った重積状態消失日の属する月においては、別に特定薬剤治療管理料は算定できない。
- 8: 初回月加算は、投与中の薬剤の安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、注5に規定する点数を加算できるものであり、薬剤を変更した場合においては算定できない。
 免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者については、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、臓器移植加算として注5に規定する点数を算定し、初回月加算は算定しない。
- 9: 本管理料には、薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合はそれぞれ算定できる。(例 てんかんに対する抗てんかん剤と気管支喘息に対するテオフィリン製剤の両方を投与する場合)
- 10: 薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に記載する。

[悪性腫瘍特異物質治療管理料について (抄)]

- 1: 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 2: 「注3」に規定する初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、D009 に掲げる腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
- 3: 悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
- 4: 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
- 5: D009 腫瘍マーカーにおいて、併算が制限されている項目(-フェトプロテイン(AFP)精密測定とPIVKA₂精密測定等)を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。
- 6: 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査(「腫瘍マーカー」の項に規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
- 7: 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は、悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であって、次に掲げる場合においては、悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。
 - ア 急性及び慢性肺炎の診断及び経過観察のためにエラストラーゼI精密測定を行った場合
 - イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、-フェトプロテイン(AFP)、-フェトプロテイン(AFP)精密測定又はPIVKA₂精密測定を行った場合(月1回に限る。)
 - ウ 子宮内腫瘍の検査のためにCA125精密測定、CA130精密測定又はCA602精密測定を行った場合(治療前後各1回に限る。)
 - エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して癌胎児性抗原(CEA)精密測定を行った場合
- 8: 型コラーゲンCテロペプチド精密測定、型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定又は尿中デオキシピリジノリン精密測定は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、D009 腫瘍マーカーの「8」を測定した場合に準じて、悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」を算定する。
- 9: 型プロコラーゲンC-プロペプチド精密測定は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、D009 腫瘍マーカーの「8」を測定した場合に準じて、悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」を算定する。
- 10: 尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、B001 特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「イ」を算定する。
(注102より再掲)

[慢性維持透析患者外来医学管理料について (抄)]

- 1: 慢性維持透析患者外来医学管理料は、安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定し、本管理料に含まれる検査の点数は別途算定できない。なお、安定した状態にある慢性維持透析患者とは、透析導入後3か月以上が経過し、定期的に透析を必要とする入院中の患者以外の患者をいう。
- 2: 特定の検査とは、以下に掲げるものをいい、実施される種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。これらの検査料及び尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査()判断料、生化学的検査()判断料、免疫学的検査判断料は本管理料に含まれ、別に算定できない。また、これらの検査に係る検査の部の通則、款及び注に規定する加算は、別に算定できない。

同一検査名で、一般測定及び精密測定又は定性及び定量測定がある場合は、いずれの検査も本管理料に含まれ、別に算定できない。試験紙法等による血中の糖の検査についても同様である。

 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - ロ 尿沈渣顕微鏡検査
 - ハ 糞便検査
 - 潜血反応検査、ヘモグロビン
 - ニ 血液形態・機能検査
 - 赤血球沈降速度測定、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像、ヘモグロビンA_{1c}(HbA_{1c})
 - ホ 出血・凝固検査
 - 出血時間測定、凝固時間測定
 - ヘ 血液化学検査
 - 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びPO₄、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ビルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、遊離脂肪酸、シアル酸、フルクトサミン、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD₃(1,25(OH)₂D₃)、 α -リポ蛋白、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、Al、フェリチン
 - ト 内分泌学的検査
 - トリヨードサイロニン(T₃)、サイロキシン(T₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT₄)、カルシトニン、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)
 - チ 感染症血清反応
 - 梅毒脂質抗原使用検査
 - リ 肝炎ウイルス関連検査
 - HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価
 - ヌ 血漿蛋白免疫学的検査
 - C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH₅₀)、免疫グロブリン、補体蛋白(C₃)、補体蛋白(C₄)、トランスフェリン、 α ₂-マイクログロブリン(α ₂-m)
 - ル 心電図検査
 - ヲ 写真診断
 - 単純撮影(胸部)
 - ワ 撮影
 - 単純撮影(胸部)
- 3: 包括されている画像診断に係る画像診断の部の通則、節及び注に規定する加算は別に算定できる。なお、本管理料を算定した月において、本管理料に包括されていないE001 写真診断の「1」の単純撮影(胸部を除く。)及びE002 撮影の「1」の単純撮影(胸部を除く。)を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に撮影部位を記載すること。
- 4: 慢性維持透析患者外来医学管理料に包括される検査以外の検体検査を算定する場合には、その必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- 5: 同一月内に入院と入院外が混在する場合、又は、人工腎臓と自己腹膜灌流療法を併施している場合は、本管理料は算定できない。
- 6: 透析導入後3か月目が月の途中である場合は、当該月の翌日より本管理料を算定する。
- 7: 在宅血液透析指導管理料は、本管理料と別に算定できる。
- 8: 同一月内に2以上の保険医療機関で透析を定期的に行っている場合は、主たる保険医療機関において本管理料を請求し、その配分は相互の合議

[手術前医学管理料について (抄)]

に委ねるものとする。

- 9: 慢性維持透析患者の検査の実施に当たっては、関係学会より標準的な検査項目及びその頻度が示されており、それらを踏まえ患者管理を適切に行なうこと。
- 10: 下記のアからオに掲げる要件に該当するものとして、それぞれ算定を行った場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
 - ア 出血性合併症を伴った患者が手術のため入院した後退院した場合、退院月の翌月における末梢血液一般検査は、月2回を超えた分については、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。
 - イ 副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のCa、Pの検査は、月2回を超えて実施される場合は月2回を限度として、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。また、PTH検査は、月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。
 - ウ 副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するCa、Pの検査は、退院月の翌月から5か月間は、月2回以上実施する場合においては、2回を超えた分について慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。また、PTH検査は月1回を限度として、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。
 - エ 透析導入後5年以上経過した透析アミロイド症に対して、ダイアライザーの選択に当たり、 α_2 -マイクログロブリン除去効果の確認が必要な場合においては、その選択をした日の属する月を含めた3か月間に、 α_2 -マイクログロブリン検査を月2回以上実施した時は、月1回を限度として慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。
 - オ 高アルミニウム血症とヘモクロマトージスを合併した透析患者に対して、メジル酸デフェロキサシンを投与している期間中におけるAlの検査は、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定できる。

- 1: 手術前に行われる検査の結果に基づき計画的な医学管理を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、手術の実施に際して硬膜外麻酔、脊髄麻酔若しくはマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日に算定する。
- 2: 手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊髄麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、手術前医学管理料を算定する旨届け出た保険医療機関において、硬膜外麻酔、脊髄麻酔若しくはマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。
- 3: 同一の患者につき1月以内に手術前医学管理料を算定すべき医学管理を2回以上行った場合は、第1回目の手術前医学管理に係る手術料を算定した日1回に限り、手術前医学管理料を算定する。
- 4: 検査及び画像診断のうち次に掲げるもの(手術を行う前1週間以内に行なったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。
 - ア 尿中一般物質定性半定量検査
 - イ 血液形態・機能検査
 - 末梢血液像及び末梢血液一般検査
 - ウ 出血・凝固検査
 - 出血時間測定、プロトロンビン時間測定、凝固時間測定及び活性化部分トロンボプラスチン時間測定
 - エ 血液化学検査
 - 総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、 γ -グルタミルトランスベプチダーゼ(γ -GTP)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノベプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO₄、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、総鉄結合能(TIBC)、不飽和鉄結合能(UIBC)、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性
 - オ 感染症血清反応
 - 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンO価(ASO価)、抗ストレプトキナーゼ価(ASK価)、赤痢アミーバ抗体価、TPHA試験(定性)、HIV-1抗体価、髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原、腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査、単純ヘルペスウイルス特異抗原、RSウイルス抗原精密測定及び淋菌同定精密検査
 - カ 肝炎ウイルス関連検査
 - HBs抗原及びHCV抗体価精密測定
 - キ 血漿蛋白免疫学的検査
 - C反応性蛋白(CRP)定性及びC反応性蛋白(CRP)定量
 - ク 心電図検査
 - 区分番号「D208」の「1」に掲げるもの
 - ケ 写真診断
 - 区分番号「E001」の「1」のイに掲げるもの
 - コ 撮影
 - 区分番号「E002」の「1」に掲げるもの
- 5: 手術前1週間に本管理料に包括されている検査及び画像診断項目(以下この項において「検査項目等」という。)のいずれも行わなかった場合は、本管理料は算定しない。なお、「手術を行う前1週間以内に行なったもの」とは、手術を行う日の前日を起算日として1週間前の日から当該手術を実施した当日の手術実施前までに行なったものをいう。
- 6: 手術前医学管理料には、包括されている検査項目等に係る判断料が含まれており、手術前医学管理料を算定した月に血液学的検査判断料、生化学的検査()判断料及び免疫的検査判断料は別に算定できない。
- 7: 本管理料を算定する手術前1週間において、入院と入院外が混在する場合においても、本管理料に包括されている検査項目等の1回目の所定点数については別に算定できない。
- 8: 本管理料を月初めに算定し、手術前1週間が月をまたがる場合においても、本管理料の所定点数に包括されている検査項目等の所定点数については別に算定できない。

[手術後医学管理料について (抄)]

- 9: 同一の患者について、月をまたがって1週間以内に硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下の手術を2回以上行った場合には、最初に行った手術の際に手術前医学管理料を算定し、2回目の手術の際には手術前医学管理料を算定せず、それぞれの検査項目等の所定点数により算定する。
 - 10: 手術前医学管理料を算定する際使用したフィルムの費用は、区分番号「E400」に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
 - 11: 手術前医学管理料を算定した同一月に心電図検査を算定した場合には、算定の期日にかかわらず、所定点数の100分の90の点数で算定する。
 - 12: 同一の部位につき手術前医学管理料に含まれる写真診断及び撮影と同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合における第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用は、それぞれの所定点数の100分の50に相当する点数で別に算定できるものとする。また、6枚目以後の写真診断及び撮影の費用については算定できない。
- 1: 病院(療養病棟、結核病棟、精神病棟及び老人病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院している患者について、入院の日から起算して10日以内に行われたマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日に限り算定する。
 - 2: 手術後医学管理料はマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を評価するとともに、手術後に行われる定型的な検査について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っていない保険医療機関の一般病棟に入院する患者について算定する。
 - 3: 手術後医学管理料を算定する旨届け出た保険医療機関において、硬膜外麻酔、脊椎麻酔若しくはマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。
 - 4: 検査のうち次に掲げるもの(当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行ったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。
 - ア 尿中一般物質定性半定量検査
 - イ 尿中特殊物質定性定量検査
蛋白定量及び糖定量
 - ウ 血液形態・機能検査
赤血球沈降速度測定、末梢血液像及び末梢血液一般検査
 - エ 血液化学検査
総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、 γ -グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及び HPO_4 、総コレステロール、グルタミン・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミン・ピルビク・トランスアミナーゼ(GPT)、総鉄結合能(TIBC)、不飽和鉄結合能(UIBC)、過酸化脂質、イオン化カルシウム、赤血球コプロポルフィリン定性及び血液ガス分析
 - オ 心電図検査
 - カ 呼吸心拍監視
 - キ 経皮的動脈血酸素飽和度測定
 - ク 終末呼気炭酸ガス濃度測定
 - ケ 中心静脈圧測定
 - コ 動脈血採取
 - 5: 尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料又は生化学的検査()判断料を算定している患者については算定しない。
 - 6: 手術後医学管理料には、包括されている検査項目に係る判断料が含まれており、手術後医学管理料を算定した月に尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料及び生化学的検査()判断料は別に算定できない。ただし、本管理料を算定する3日間が月をまたがる場合は、本管理料を算定する最初の日が属する月に係るこれらの判断料は別に算定できないが、その翌月にこれらの判断料の対象となる検査を実施した場合には、別に算定できる。
 - 7: 同一の手術について、同一月に手術前医学管理料を算定する場合は、本管理料を算定する3日間について所定点数の100分の95の点数で算定する。
 - 8: 同一保険医療機関において、同一月に本管理料を算定するものとしなものがないものが混在するような算定はできない。
 - 9: 特定入院料、基本的検体検査判断料()又は基本的検体検査判断料()を算定している患者については算定しない。
 - 10: 救命救急入院料又は特定集中治療室管理料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に入院している患者については算定しない。

[小児科外来診療料について (抄)]

- 1: 小児科外来診療料は、小児科を標榜する保険医療機関であって地方社会保険事務局長に届け出たものにおいて、入院中の患者以外の患者(3歳未満の乳幼児に限る。)に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。
小児科外来診療料は、地方社会保険事務局長に対し本診療料を算定する旨を届け出た保険医療機関における入院中の患者以外の患者であって、3歳未満のすべての者を対象とする。また、対象患者に対する診療報酬の請求については、原則として小児科外来診療料により行うものとする。
- 2: 区分「A001」に掲げる再診料の注7に規定する場合又は区分「C100」から「C111」までに掲げる在宅療養指導管理料を算定している場合については、算定しない。
- 3: 当該患者の診療に係る費用は、初診料、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算及び深夜加算、初診料の紹介患者加算、地域連携小児夜間・休日診療料並びに往診料(往診料の加算を含む。)を除き、すべて所定点数に含まれる。
- 4: 再診が電話等により行われた場合にあっては、小児科外来診療料は算定できない。
- 5: 同一日において、同一患者の再診が2回以上行われた場合であっても、1日につき所定の点数を算定する。
- 6: 同一月において、院外処方せんを交付した日がある場合は、当該月においては、「1」の所定点数により算定する。ただし、この場合であっても、院外処方せんを交付している患者に対し、夜間緊急の受診の場合等やむを得ない場合において院内投薬を行う場合は、「2」の所定点数を算定できるが、その場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- 7: 常態として院外処方せんを交付する医療機関において、患者の症状又は病態が安定していること等のため同一月内において投薬を行わなかった場合は、当該月については、「2」の所定点数を算定できる。
- 8: 当該届出を行った保険医療機関において、3歳未満の小児が初診を行いそのまま入院となった場合の初診料は、小児科外来診療料ではなく、A000に掲げる初診料を算定し、当該初診料の請求は入院の診療報酬明細書により行う。
- 9: 3歳の誕生日が属する月において、3歳の誕生日前に当該保険医療機関を受診し、小児科外来診療料を算定した場合にあっては、3歳の誕生日後に当該保険医療機関を受診しても、当該月の診療に係る請求は小児科外来診療料により行うものとする。
- 10: 当該届出を行った保険医療機関のうち、許可病床数が200以上の病院においては、他の保険医療機関からの紹介なしに受診した3歳未満の乳幼児の初診については、特定療養費に係る療養の対象となる。したがって、小児科外来診療料の初診時の点数を算定した上に、患者からの特別の料金を徴収できる。
- 11: 本診療料を算定する旨を届け出た保険医療機関の保険医が「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」(平成5年6月28日保険発第81号・老健第80号保険局医療課長・老人保健福祉局老人保健課長連名通知)に定める「配置医師」であり、それぞれの配置されている施設に赴き行った診療については、本診療料は算定できないが、それぞれの診療行為に係る所定点数により算定できるものとする。

[生活習慣病指導管理料について (抄)]

- 1: 生活習慣病指導管理料は、許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする入院中の患者以外の患者に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。
- 2: 生活習慣病指導管理料は、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者の治療においては、生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理が重要であることから設定されたものであり、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、服薬、運動、休養、栄養、喫煙及び飲酒等の生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、許可病床数が200床未満の病院及び診療所である保険医療機関において算定する。なお、初診料を算定した日が属する月においては、本管理料は算定しない。
- 3: 当該患者の診療に際して行った指導管理等、検査、投薬及び注射の費用はすべて所定点数に含まれる。
- 4: 同一保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者について、生活習慣病指導管理料を算定するものと算定しない

ものが混在するような算定を行うことができるものとする。

- 5: 当該月に生活習慣病指導管理料を算定した患者の病状の悪化等の場合には、翌月に生活習慣病指導管理料を算定しないことができる。
- 6: 生活習慣病指導管理料を算定している患者に対しては、少なくとも1月に1回以上の総合的な指導及び治療管理が行われなければならない。
- 7: 服薬、運動、休養、栄養、喫煙及び飲酒等の生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理に係る計画書を、3月に1回以上交付するものとし、交付した計画書の写しは診療録に貼付しておくものとする。
- 8: 同一月内において、院外処方せんを交付する日と交付しない日が混在した場合には、当該月の算定は、「1 処方せんを交付する場合」で算定する。

[血液細胞核酸増幅同定検査の施設基準]

- 1: 検体検査管理加算()の施設基準に準ずる。

[検体検査管理加算()に関する施設基準]

- 1: 検体検査管理加算()の施設基準のうち2~5までの全てを満たしていること。
- 2: 院内検査に用いる検査機器及び試薬が受託業者から提供されていないこと。

[検体検査管理加算()に関する施設基準]

- 1: 臨床検査を専ら担当する常勤の医師が1名以上いること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わる者を行い、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。
- 2: 次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。
ア 血液学的検査のうち末梢血液一般検査
イ 生化学的検査のうち次に掲げるもの
総ビリルビン、総蛋白、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、グルコース、アミラーゼ、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、Na及びCl、K、Ca、グルタミン・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミン・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、血液ガス分析
ウ 免疫学的検査のうち以下に掲げるもの
ABO血液型、Rh(D)血液型、クームス試験(直接、間接)
- 3: 定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。
- 4: 外部の精度管理事業に参加していること。
- 5: 臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。

検体検査管理加算

検体検査管理加算()は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算()は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。

また、基本的検体検査判断料()又は()の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。

入院中の患者について検体検査管理加算()を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算()を算定することができる。

[テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査の施設基準]

- 1: 送信側(検体採取が行われる保険医療機関)においては、病理検査業務の経験5年以上を有し、凍結切片を作成することが可能な常勤の検査技師(臨床検査技師又は衛生検査技師)が1名以上いること。
- 2: 受信側(画像診断が行われる保険医療機関)においては、病理学的検査を専ら担当する常勤の医師が勤務する特定機能病院、特定承認保険医療機関、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること。